

第4章

事業推進に向けた課題

1 保育環境の整備に向けた適切な対応

本市は待機児童解消に向け、「かわさき保育プラン」の計画期間（平成23年度から25年度）の3年間で、認可保育所等の整備を積極的に進め、育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請に対応するため民間事業者の活用等により1歳児の定員枠の拡大など重点的な受入れ策を講じながら4,420人の定員拡大を図りました。

また、低年齢児の保育ニーズや子育て家庭の多様化する保育ニーズへの対応に向けて、「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」を策定し、基本方針に基づく取組を推進し、認可外保育施設の援護対象児童数を拡大するなど、認可外保育施策の充実を図ることで保育受入枠の確保を図りました。

一方、本市では就学前児童の増加や子育て家庭を取り巻く環境の変化から、認可保育所の利用を希望する家庭は年々増加傾向にあり、依然として待機児童が生じています。

こうした保育需要に対応するため、認可保育所のさらなる整備を進めるとともに、「川崎認定保育園」制度の創設など、認可外保育事業の充実や、幼稚園の長時間預かり等の保育ニーズに応じた取組を推進しながら、保育の質の向上への取組と保育受入枠の拡大を図り、保育環境を整える必要があります。

2 多様な保育ニーズへの適切な対応

子育てを取り巻く環境の変化や景気の動向などとともに、核家族化の進行、親の価値観の変化により家庭のライフスタイルは多様化し、共働きの家庭が増えています。

こうした状況の中、子育て世代の中には、深化・複雑化したニーズが生まれており、その多様な保育ニーズに対応するため「かわさき保育プラン」の計画期間（平成23年度から25年度）の3年間で、一時保育の実施拡大や病児保育施設の整備、認可外保育施設の充実を進めてきました。

今後も、認可保育所や認可外保育施設における一時保育施設の拡充や、長時間保育の実施など、多様な保育の充実を図るとともに、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に向け、子どもや保護者がふさわしい支援を受けられるよう、ニーズに合った情報提供や保護者に寄り添った相談支援が行える体制づくりを進める必要があります。

3 地域で子育てを支える取組の推進

子育てを取り巻く環境が変化する中、地域社会との関わりが希薄化し、子育ての孤立感や負担感を持つ家庭が増えています。

本市では、市民にとって身近な区役所を拠点として、保育所、地域子育て支援センター等、子ども・子育てに関連する機関、地域の団体等が連携し、地域の子ども・子育て支援のネットワークを充実させる取組や、地域子育て支援センターの増設を行いました。また、平成24年度には、『「新たな公立保育所」のあり方基本方針』を策定し、地域の子育て家庭への支援を強化するための体制づくりを行いました。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きが

いを感じることができるよう、地域における育児力の向上のための取組や支援を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できるよう、行政・企業・関係団体・市民がそれぞれの役割を果たし、協働しながら地域社会全体で子育てを支援していくための取組を進めていくことが必要です。

4 「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応

平成 27 年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の急速な少子化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに孤立感・負担感を持つ家庭の増加や子ども・子育て支援の質・量の不足等に伴う深刻な待機児童問題など、子育てをめぐる社会状況の変化に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進していくこととしています。

また、子ども・子育て支援の意義として、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることをできるよう支援をしていくことを基本的な認識としています。

新制度の導入に向け、本市においても“かわさきらしい”「子ども・子育て支援新制度」の構築に向けた取組を進める必要があります。